

平成二十七年六月五日受領
答弁第一四八号

内閣衆質一八九第二四八号

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流中止に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流中止に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十七年五月二十六日内閣衆質一八九第二三三号。以下「前回答弁書」という。）は、外務省欧州局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

平成二十七年の四島交流等については、同年五月二十一日、在ロシア連邦日本国大使館とロシア連邦外務省との間で協議を行い、同年の四島交流等の年間実施計画について確認し、同月下旬以降の四島交流等事業を予定どおり実施することで基本的に一致したところであるが、日本政府として、今後予定している四島交流等事業が支障なく実施できるよう、引き続きロシア側に対し働きかけているところである。したがって、前回答弁書と御指摘の同月二十二日の衆議院外務委員会における岸田外務大臣の答弁との間に齟齬はない。